

# 官報 号外 平成三年四月九日

○第百二十九回 参議院会議録第十六号

平成三年四月九日(火曜日)

午後五時五十一分開議

○議事日程 第十六号

平成三年四月九日

午後四時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、北方領土問題の解決促進に関する決議案

(田沢智治君外入名発議)(委員会審査省略要

求事件)

一、日程第一

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

一、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、商標法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、本案を議題といたします。

平成三年四月九日 參議院会議録第十六号 議事日程追加の件 北方領土問題の解決促進に関する決議案

まず、発議者の趣旨説明を求めます。田沢智治君。

北方領土問題の解決促進に関する決議案を発議する。

平成三年四月九日

とが、不可欠である。

このたびのゴルバチョフソ連邦大統領の訪日は、同國最高指導者として初めてのことであり、これを歓迎するとともに、同大統領の訪日が日ソ関係の抜本的改善のための突破口となることを期待する。

政府は、日本国民の総意と心情に応えるため、北方領土問題に関する我が國の基本方針に基づき、両国最高首脳の直接対話を精力的に行い、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結し、日ソ間に眞の安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

○田沢智治君登壇、拍手  
伊江 朝雄  
岡田 広  
柏谷 照美  
庄司 中  
谷本 媛  
田代 由紀男  
北村 哲男  
鈴木 和美  
肥田 美代子

参議院議長 土屋 義彦殿

大木 浩  
大鷹 淑子  
板垣 正  
大城 真順  
竹村 泰子  
市川 正一  
井上 計  
喜屋武真榮

[田沢智治君登壇、拍手]

○田沢智治君 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参議院クラブの各派共同提案に係る北方領土問題の解決促進に関する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土問題の解決促進に関する決議案

我が國固有の領土である齒舞、色丹及び國後、択捉等の北方領土の返還は、國民すべての悲願である。しかし、戦後四十五年を経た今日においてもなお、北方領土問題は、依然未解決であり、日ソ両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾である。

日ソ両国関係の抜本的改善は、両国関係のみならず、アジア・太平洋地域、ひいては世界全体の

平和と安定に寄与するものと確信する。そのためには北方領土問題を解決し平和条約を締結すること

ならず、アジア・太平洋地域、ひいては世界全





アメリカ合衆国のために  
ジームズ・A・ベーカーIII

【岡野裕君登壇 拍手】

○岡野裕君 ただいま議題となりました協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

我が国は、現在、日米地位協定第二十四条についての特別措置協定に基づき、在日米軍従業員に

支給される調整手当等八種類の手当の支払い経費を負担しておりますが、今般の本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、在日米軍の効果的な活動を確保するため、在日米軍駐留経費の我が国による一層の負担を図るうとするものであります。

○岡野裕君 我が国は、本協定の有効期間中、現行特別措置協定の対象である調整手当等に加え、新たに基本給等の支払い経費並びに在日米軍等が公用のため調達する光熱水料等の支払い経費の全部または一部を負担すること、我が国が負担する経費の具体的金額は我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報すること、現行特別措置協定は本協定の効力発生の日に終了することと、本協定は一九九六年三月三十日まで効力を有すること等を内容としております。

委員会におきましては、海部内閣総理大臣及び中山外務大臣の出席を求め、日米関係のあり方と日米安保条約の意義、アジア・太平洋地域における安全保障の枠組み構築の必要性、地位協定における駐留経費負担の原則、駐留経費負担の現況と今後の見通し、所要経費の積算根拠、在日米軍削減計画と米軍基地の整理縮小等の諸問題について

質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社

会党・護憲共同の清水委員より反対、自由民主党より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 本件に対し、討論の通告がござります。発言を許します。肥田美代子君。

【肥田美代子君登壇 拍手】

○肥田美代子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました特別協定につきまして反対の討論を述べさせていただきます。

まず、私は湾岸戦争終後行われました日米両国での世論調査に注目いたしたいと思います。先日、アメリカで行われました世論調査では、日本に対する敬意を失ったとする答えが三〇%になりましたと答えた人が実に三一・五名にも達し、さ

なつたと答えた人が実際に三一・五名にも達し、さながらも達し、またもや対日批判や日本たたきが噴き出していくものと思われます。一方、同じ質問が日本でも行われました。アメリカを信頼できなくなりたと答えた人が実に三一・五名にも達し、さ

なつたと答えた人が実に三一・五名にも達し、さかし、問題が起きるたびにそれに対応するのみで、唯々諾々とアメリカの言い分に従うという姿勢だけが目につく 것입니다。反面、こういうふうな覚悟と用意がなければならないはずです。しかし、問題が起きるたびにそれに対応するのみで、唯々諾々とアメリカの言い分に従うという姿勢だけが目につく 것입니다。反面、こういう

政府の姿勢は、みずから決断できない重要な国内問題を外圧を利用して解決するという、自主性ない外圧依存型政治だとしか言いようがありません。この世論調査や研究結果が指摘するとおり、多くの国民の中には、必ずしも明確な形にはあらわれていないといふものの、もやもやした対米感情がうつせきしつつあることは紛れのない事実だと

思います。このことは、さきの小沢自民党幹事長

訪米の際、ブッシュ大統領が我が国の反米感情の存在に言及し、危惧の念を表明したことにもあらわれています。国民の多くは、日米関係の重要性は十分認識しております。それにもかかわらず、アメリカに対する反発や対立感情が高まりを見せた原因は何でしょうか。

今や国民総評論家時代と言われている中で、我

が国の対米外交が余りにも卑屈になり過ぎると國民の目に映るからではないでしょうか。

我が国は、アメリカの内政干渉が多いの対日要求に耐え忍び、対米貿易黒字も三年連続して改善しているのにもかかわらず、日本たたきがますます激しさを増しておきます。多国籍軍支援費の百十億ドルという大金は、私たちの血税です。それを、アメリカから何もしていないと一刀両断に切り捨てられては、国民の反発が増幅するのも当然であります。特に、アメリカ議会は、あたかも日本がわりメニューのように、これでもかこれでもかと次々に難題を持ち出してくれます。議会では、日本にかみつくことが一つのファッショニnetteなつているのではないかとさえ思えるくらいです。

これに対して政府は、我が国としての立場や考

え方を明確に説明し、言うべきことははつきりと

するばかりか、アメリカ軍の使用するガス、水道、電気代などの光熱費までも負担させられるこ

とになります。このことにより、アメリカ軍の駐

留経費の総額の五割を日本側が負担することにな

ります。このように高額な駐留費を負担する国はほかにありません。このアメリカの際限ない要求

は、今後、艦船の修理費から、航空機、船舶、果

私は今述べてまいりました事柄を、まさに凝縮し、端的にあらわしたのがこの特別協定であります。

そもそも日米地位協定の二十四条は、駐留米軍の維持に伴う経費はアメリカ側が負担し、基地施設の提供費は日本側が負担することと明記されています。しかし、政府は七八年以来、思いやり

予算という名のもとに、法的根拠のないまま、住宅、格納庫、病院の改修整備など、今までに一兆円近い金額を負担して、二十四条をなし崩しにしてまいりました。アメリカは、これでも負担が足りないとして地位協定の特別協定を押しつけ、次々と日本側の負担増を強要してまいりました。

しかし、この特別協定も締結後一年足らずで改定させられ、さらに、その改定特別協定すらアメリカは金額が不足であるとして再度改定を要求してまいりました。その上、アメリカ議会は要求を受け入れなければと恫喝的な決議までして日本政府を搔きぶり続け、その結果、我々のまされたのが今議題となっている協定であります。五年間で三回も改定すること自体、異常だと言わねばなりません。

今回の協定では、基地従業員の給料を全額負担するばかりか、アメリカ軍の使用するガス、水道、電気代などの光熱費までも負担させられることになります。このことにより、アメリカ軍の駐

留経費の総額の五割を日本側が負担することにな

ります。このように高額な駐留費を負担する国はほかにありません。このアメリカの際限ない要求

は、今後、艦船の修理費から、航空機、船舶、果

(外) 報 嘉

れがあります。今の政府の態度では、とても歯どめがかけられないのではないでしようか。

既に中ソ関係の正常化、南北朝鮮の対話の継続、日朝国交回復の動き、またゴルバチフ大統領の来日を転機とするソ連との交流拡大など、アジア地域においてもデタントが進展しております。さらに、アメリカは、フィリピン、韓国など、アジア地域における基地や兵力の削減縮小方針を明らかにしております。こうした世界とアジアの新しい現実から見て、我が国だけが防衛費を増大させ、特別協定方式で駐留経費の増額負担することは、まさに軍縮の潮流に逆行するものであるとしか言いようがありません。このような時代錯誤的な政策をいつまでもとり続けるべきではありません。

国際社会は、対話と協調を基礎とした新しい時代に入ります。この新たな平和と軍縮の世界的潮流をアジア地域に定着させることこそが我が国の役割であり、今日緊急な課題でもあります。

最後に、私は次のこと率直に申し上げたいと思います。

今までのアメリカにとって、アジア・太平洋政策を進める上で日米安保条約は不可欠なものでありました。しかし今、冷戦後的新しい時代を迎え、ヨーロッパにおいてはワルシャワ同盟が解体し、NATO条約も緩やかな新しい道を歩み始めたようだ、アジアにおける冷戦のシンボルであつた日米安保条約もまた歴史的再検討の時代に入つたと言えるのではないでしょうか。これからは、安保条約の軍事的側面を徐々に薄めていくシナリオが用意されなければなりません。このシナリオ

を描く際、防衛費の増大と駐留費の増額は文字どおり大きな障害となると思うのであります。

さて、繰り返しになると 思いますが、私たちはさらに強化発展させていかなければならぬと思ひます。しかし、現在のように日本外交が余りにもアメリカべつたりな姿勢をとり続け、その上、アメリカが無節操に日本たたきを行うのであれば、

国民はますますいら立ちを感じるのではないかでしょうか。潜在的な不満や反発が一たん表面化したときは、取り返しのつかない事態になりかねません。私はそのような事態を望もうとは思ひませんし、避けなければなりません。

その意味からして、日本がアメリカの主張に一方的に譲歩した今回の無原則とも言ふべき増額は、将来の日米両国にとって決して価値ある選択とは思えません。したがって、私は、我が国がアメリカの打ち出の小づちとでも言うべき対米追随外交をやめ、新しい世界秩序の形成において非軍事的な役割を果たしていくべきであり、その方法は平和憲法を踏まえたものでなければならないと思います。

以上の理由からこの特別協定の締結に反対であることと申します。私の討論を終ります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成三年三月七日

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

ます、委員長の報告を求めます。通信委員長一井淳治君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

ます、委員長の報告を求めます。通信委員長一井淳治君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成三年三月七日



## (地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとチをトとし、リをチとし、スをリとし、同項第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区において、同法第四条第四項の規定により定められた産炭地域振興実施計画に従つて製

造の事業その他政令で定める事業を営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設したもので政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものと含む。)

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第五百八十六条第二項第一号の八の規定(土地に対しても課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、附則第一条の政令で定める日(以下「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第一号に規定す

る設備を同号ハの地区において製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する

土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

は、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第一号の八の規定

(土地の取得に対する課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対する課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対する課する特別土地保有税については、なお従前の例によること。

2 新法第五百八十六条第二項第一号の八の規定

(土地の取得に対する課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対する課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対する課する特別土地保有税については、なお従前の例によること。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、平成三年度特許特別会計予算に二億六千万円が計上されている。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、サービスマーク登録制度の導入に当たっては、審査基準の整備及びその出願人等への周知徹底を図るとともに、特例出願の円滑な処理について万全を期すること。

二、サービスマーク登録制度の導入に伴う事務処理の円滑化及び権利の迅速かつ的確な付与に万全を期するため、審査官、審判官及び事務官の必要な人員確保並びに待遇の改善に努めること。

三、国際分類の主たる体系への移行については、

事務処理を円滑に行うため、審査基準の整備とその出願人等への周知徹底及び検索システム・移行表の整備等、処理体制の充実を図ること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、サービスマーク登録制度の導入に当たっては、審査基準の整備及びその出願人等への周知徹底を図るとともに、特例出願の円滑な処理について万全を期すること。

二、サービスマーク登録制度の導入に伴う事務処理の円滑化及び権利の迅速かつ的確な付与に万全を期するため、審査官、審判官及び事務官の必要な人員確保並びに待遇の改善に努めること。

三、国際分類の主たる体系への移行については、

事務処理を円滑に行うため、審査基準の整備とその出願人等への周知徹底及び検索システム・移行表の整備等、処理体制の充実を図ること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め

る。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一

項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲

渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲

渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者が

その役務について使用をするもの(前号に掲

げるものを除く。)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一、サービスマーク登録制度の導入に当たっては、審査基準の整備及びその出願人等への周知徹底を図るとともに、特例出願の円滑な処理について万全を期すること。

二、サービスマーク登録制度の導入に伴う事務処理の円滑化及び権利の迅速かつ的確な付与に万全を期するため、審査官、審判官及び事務官の必要な人員確保並びに待遇の改善に努めること。

三、国際分類の主たる体系への移行については、

事務処理を円滑に行うため、審査基準の整備とその出願人等への周知徹底及び検索システム・移行表の整備等、処理体制の充実を図ること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め

る。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一

項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲

渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲

渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者が

その役務について使用をするもの(前号に掲

げるものを除く。)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一、サービスマーク登録制度の導入に当たっては、審査基準の整備及びその出願人等への周知徹底を図るとともに、特例出願の円滑な処理について万全を期すること。

二、サービスマーク登録制度の導入に伴う事務処理の円滑化及び権利の迅速かつ的確な付与に万全を期するため、審査官、審判官及び事務官の必要な人員確保並びに待遇の改善に努めること。

三、国際分類の主たる体系への移行については、

事務処理を円滑に行うため、審査基準の整備とその出願人等への周知徹底及び検索システム・移行表の整備等、処理体制の充実を図ること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め

る。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一

項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲

渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲

渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者が

その役務について使用をするもの(前号に掲

げるものを除く。)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一、サービスマーク登録制度の導入に当たっては、審査基準の整備及びその出願人等への周知徹底を図るとともに、特例出願の円滑な処理について万全を期すること。

二、サービスマーク登録制度の導入に伴う事務処理の円滑化及び権利の迅速かつ的確な付与に万全を期するため、審査官、審判官及び事務官の必要な人員確保並びに待遇の改善に努めること。

三、国際分類の主たる体系への移行については、

事務処理を円滑に行うため、審査基準の整備とその出願人等への周知徹底及び検索システム・移行表の整備等、処理体制の充実を図ること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め

る。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一

項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲

渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲

渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者が

その役務について使用をするもの(前号に掲

げるものを除く。)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一、サービスマーク登録制度の導入に当たっては、審査基準の整備及びその出願人等への周知徹底を図るとともに、特例出願の円滑な処理について万全を期すること。

二、サービスマーク登録制度の導入に伴う事務処理の円滑化及び権利の迅速かつ的確な付与に万全を期するため、審査官、審判官及び事務官の必要な人員確保並びに待遇の改善に努めること。

三、国際分類の主たる体系への移行については、

事務処理を円滑に行うため、審査基準の整備とその出願人等への周知徹底及び検索システム・移行表の整備等、処理体制の充実を図ること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め

る。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一

項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲

渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲

渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者が

その役務について使用をするもの(前号に掲

げるものを除く。)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一、サービスマーク登録制度の導入に当たっては、審査基準の整備及びその出願人等への周知徹底を図るとともに、特例出願の円滑な処理について万全を期すること。

二、サービスマーク登録制度の導入に伴う事務処理の円滑化及び権利の迅速かつ的確な付与に万全を期するため、審査官、審判官及び事務官の必要な人員確保並びに待遇の改善に努めること。

三、国際分類の主たる体系への移行については、

事務処理を円滑に行うため、審査基準の整備とその出願人等への周知徹底及び検索システム・移行表の整備等、処理体制の充実を図ること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 優樹

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め

る。

第一条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一

項中「業として商品を生産し加工し証明し又は譲

渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

</div



を「若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務」に、「引き渡し」を「引き渡す」に、「引渡す」を「引渡し」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「又はこれに類似する商品」を「若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

第五十三条第一項中「又はこれに類似する商品」を「若しくは指定役務又はこれらに類似する商品」若しくは「役務」に改め、「品質」の下に「若しくは役務の質」を、「係る商品」の下に「若しくは役務」を加え、同条第二項中「又はこれに類似する商品」を「若しくは指定役務又はこれらに類似する商品」若しくは「役務」に改める。

2 加える。  
商標権者は、役務に係る登録商標が自己的の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者との間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすること

第六十八条第一項中「第六条第一項」の下に「、第六十九条の二」を加え、「及び次条第一項」を「又は指定役務並びに次条第一項」に改め、「定める商品」の下に「及び役務」を加え、同条第五項中「から第五号まで」を「から第七号まで」に改める。

第六十九条（見出しを含む。）中「指定商品」の下

三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受けた者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為

四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受けた者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものと、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

第五十条の前に見出し中「取消」を「取消し」に改めた商品の下に「又は指定役務」を加える。

第四十六条第一項及び第四十八条第一項中「指定商品」の下に「又は指定役務」を加える。

第五十三条の二中又はこれに類似する商品を「若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務」を加える。

第五十六条第一項中「第一百一十三条第一項」の下に、「第一百一十五条の二第一項」を加える。

第五十九条中「若しくは」を「若しくは」に改め、同条第一号中「指定商品」の下に「又は指定役務」を加える。

第六十条第一項中「若しくは取り消した」を「若しくは取り消した」に、「又はこれに類似する商品を「若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務」に改め、「係る商品」及び「その商品」の下に「又は役務」を加える。

第六十一条中「同法第一百七十四条第三項」を「同第三項」に改め、「第一百一十三条第一項」の下に「第一百一十五条の二第一項」を加える。

第六十三条第二項中「取消」を「取消し」に、「訴

とによりその役務又は商品と自らの業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

第六十七条第一号中「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、同条第二号中「附した」を「付した」に、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第五号中「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「引き渡し」を「引き渡し」、「に」、「引渡し」を「引渡し」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

第七十三条中「又は指定商品の包装」を「若しくは指定商品の包装若しくは指定役務」に改め、同条第二号中「以外の商品」を「又は指定役務以外の商品又は役務」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に、「又は指定商品」を「指定商品」に、「登録商標を」を「商品に係る登録商標を」に、「であつて」を「又は商品若しくはその商品の包装に役務に係る登録商標を付したものであつて」に、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条に次の二号を加える。

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用と共にする物で登録商標以外の商標を付し

第五十一条第一項中「指定商品」の下に「若しくは指定役務」を、「類似する商品」の下に「若しくは役務」を、「品質」の下に「若しくは役務の質」を、「係る商品」の下に「若しくは役務」を加え、同條第二項中「又はこれに類似する商品」を「若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務」に改める。

「に」を「訴えに」に、「又は第百二十九条第一項」を「第百二十五条の二第一項若しくは第百二十九条第一項」に改める。

ものを、これを用いて当該指定役務を提供するため所持し、又は輸入する行為  
四 指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録防護標章を付したもの、これを用いて当該指定役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入す

たもの、指定役務以外の役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に役務に係る登録商標を付したもの又は役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に商品に係る登録商標を付したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したもの(次号において「役務

に係る虚偽商標登録表示物」という。)を、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為

五 役務に係る虚偽商標登録表示物を、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

第八章中第七十七条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第七十七条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十七条及び第六十七条の改正規定並びに第六十八条第一項の改正規定中「第六条第一項」の下に「第九条の二」を加える部分並びに附則第十四条第二項の規定は、この法律の施行の日から六月を経過した日から施行し、改正後の商標法(以下「新法」という。)第三十七条及び第六十七条の規定は、同日以後の行為について適用する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願については、その商標登録出願又は防護標章登録出

願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に改正前の商標法(以下「旧法」という。)第二十条第二項(旧法第六十八条规定)において準用する場合を含む。)に規定する

更新登録の出願の期間を経過している商標権又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録に係る登録の無効の理由については、なお従前の例による。

4 新法第五十一条第一項及び第五十三条第一項の規定は、この法律の施行後にした行為を理由とする商標登録の取消しについて適用し、この法律の施行前にした行為を理由とする商標登録の取消しについては、なお従前の例による。

5 新法第五十三条の二(新法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にした商標登録出願又は防護標章登録に係る商標登録又は防護標章登録の取消しについて適用し、この法律の施行前にした商標登録出願又は防護標章登録又は防護標章登録の取消しについては、なお従前の例による。

6 第二項の規定により従前の例によることとなる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行後六月間にした商標登録出願についての先願の特例)

第四条 この法律の施行の日から六月間にした商品に係る商標登録出願については、新法第四条第一項(第十一号に係る部分に限る。)並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 前二項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。

(施行後六月間にした商標登録出願についての先願の特例)

第四条 この法律の施行の日から六月間にした商品に係る商標登録出願については、新法第四条第一項(第十一号に係る部分に限る。)並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願については、新法第四条第一項(第十一号及び第十三号に係る部分に限る。)及び第八条第一項の規定は、適用しない。

(施行後六月経過前の使用による役務に係る商標の使用する権利)

第三条 この法律の施行の日から六月を経過する前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の登録商標(この法律の施行後の商標登録出

願に係るものを受けたに係る指定役務又は指定商品若しくは指定役務に類似する役務について

その登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその役務についてそ

の商標の使用をする場合は、この法律の施行の日から六月を経過する際現にその商標の使用をしてその役務を行っている範囲内に

おいて、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対して、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

3 前二項の規定は、防護標章登録に基づく権利についての新法第四条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「使用をするもの」とあるのは、「使用をするもの(自己の業務に係る役務を表示するものとして需要者との間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。)」とする。

2 使用に基づく特例の適用を主張することができる。

2 使用に基づく特例の適用を主張するものは、当該商標登録出願について、使用

するときは、当該商標登録出願について、使用

に基づく特例の適用を主張することができる。

2 使用に基づく特例の適用を主張する商標登録出願(以下「特例商標登録出願」という。)につ

いての新法第四条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「使用

をするもの」とあるのは、「使用をするもの(自己の業務に係る役務を表示するものとして需要者との間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。)」とする。

3 前二項の規定により同日にしたものとみなされた同一又は類似の商標についての二以上の商標登録出願がある場合において、当該二以上の商標登録出願のいずれかが特例商標登録出願であるときは、同項の規定により読み替えられた新法第八条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人」とあるのは、「商標法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)附則第五条第二項に規定する特例商標登録出願の商標登録出願人(当該特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの特例商標登録出願の商標登録出願人)」とする。

第六条 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出

(使用に基づく特例の適用)

第五条 自己の業務に係る役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている

商標について商標登録を受けようとする者は、この法律の施行の日から六月間にその商標について当該役務を指定役務として商標登録出願を

するときは、当該商標登録出願について、使用

に基づく特例の適用を主張することができる。

2 使用に基づく特例の適用を主張する商標登録出願(以下「特例商標登録出願」という。)につ

いての新法第四条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「使用

をするもの」とあるのは、「使用をするもの(自己の業務に係る役務を表示するものとして需要者との間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。)」とする。

2 使用に基づく特例の適用を主張するものは、当該商標登録出願について、使用

するときは、当該商標登録出願について、使用

に基づく特例の適用を主張することができる。

2 使用に基づく特例の適用を主張する商標登録出願(以下「特例商標登録出願」という。)につ

いての新法第四条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「使用

をするもの」とあるのは、「使用をするもの(自己の業務に係る役務を表示するものとして需要者との間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。)」とする。

第六条 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出



にかかわらず、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

5 前二項の規定は、商標権の存続期間の更新登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に準用する。この場合において、第三項中「他の拒絶の理由がある場合」とあるのは「他の無効の理由がある場合」と、同項及び前項中「当該商標権の存続期間の満了の際」とあるのは「新法第四十八条第一項の審判の請求の登録の際」と読み替えるものとする。

6 附則第三条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

(混同を防ぐための表示)

第九条 前条第一項に規定する場合において、そ

又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者は専用使用権者の業務上の利益(当該他の登録商標の使用をしている指定役務に係るものに限る。)が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、

当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者は通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適切な表示を付すべきことを請求することができる。

(商標登録の取消しの審判の特例)

第十条 附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの商標登録の取消しについての新法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「商標権者が」とあるのは「商標権者が不

正競争の目的で指定役務についての登録商標の

使用であつて商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第  
号)附則第八条第一項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるものとしたとき、又は「又は」とあるのは「若しくは」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第五十一条第一項における「登録商標の使用」には、そ

の登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものの使用を含むものとする。

(不正競争防止法の適用)

第十一條 附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法(昭和九年法律第十四号)第六条の規定にかかる限り、第一号ノ一第一項及び第四項並びに

第五条(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同法第一条第一項(第一号に係る部分に限る。)第一号ノ一第一項及び第四項並びに

第六条(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同法第一条第一項(第一号に係る部分に限る。)第一号ノ一第一項及び第四項並びに

第七十二条 この法律の施行の日から六月間は、新法第七十二条(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号))第十二

条第三項において準用する場合を含む。)中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法の

一部を改正する法律(平成三年法律第  
号)附則第八条第一項ニ規定スルニ以上

(商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第  
号)附則第八条第一項ニ規定スルニ以上

ノ登録商標ノ中其ノ登録商標以外ノ登録商標ヲ

謂フ以下同ジ)ニ係る商標権者又ハ専用使用権者」と、同項第一号中「他人ノ氏名、商号、標章

其他他人ノ商業タルコトヲ示ス表示」とあるのは「他人ノ登録商標」と、「使用シテ他人ノ」とあるのは「他ノ登録商標」と、  
「使用シテ他人ノ」とあるのは「商標権者が不

る」の「使用シテ他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同法第一条ノ二第一項中「前条第一項各号ノ一」とあるのは「前条第一項第二号」と、「害セラレタル者」とあるのは「害セラレタル他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同条第四項中「前条第一項第一号若ハ第二号若ハ同条第二項ノ行為若ハ營業秘密ニ係ル不正行為ニ因リ他人ノ營業上ノ信

用ヲ害シタル者又ハ同条第一項第六号ノ行為ヲ害シタル者」とあるのは「前条第一項第二号ノ行為ニ因リ他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者ノ營業上ノ信用ヲ害シタル者」と、「被害者」とあるのは「被害者タル他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同法第五条第一号中「第一号第一号又ハ第二号」とあるのは「第一号第一項第一号」とする。

2 前項における「登録商標の使用」には、前条第二項の規定を準用する。

(証明等の請求についての特例)

第十二条 この法律の施行の日から六月間は、新法第七十二条(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号))第十二

条第三項において準用する場合を含む。)中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法の

一部を改正する法律(平成三年法律第  
号)附則第八条第一項ニ規定スルニ以上

ノ登録商標ノ中其ノ登録商標以外ノ登録商標ヲ

謂フ以下同ジ)ニ係る商標権者又ハ専用使用権者」と、同項第一号中「他人ノ氏名、商号、標章

其他他人ノ商業タルコトヲ示ス表示」とあるのは「他人ノ登録商標」と、「使用シテ他人ノ」とあるのは「他ノ登録商標」と、  
「使用シテ他人ノ」とあるのは「商標権者が不

る」の「使用シテ他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同法第一条ノ二第一項中「前号」を「前一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるものとしたとき、又は「又は」とあるのは「若しくは」とする。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした品種についての登録の出願については、なお従前の例によ

る。(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項中「現にその商標が自己の業務に係る商品」の下に「又は役務」を加える。

第十一条第一項第三号中「前号」を「前一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

○名尾良孝君 拍手

○名尾良孝君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

ます、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする産炭地域振興臨時措置法の有効期限等を十年延長するほか、最近の経済社会環境の変化を踏まえた所要の措置を講じようとするものであります。

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

## 要領書 員会の決

**節削除**に改め 第一節を第二節とし 同節の  
前に次の二節を加える。

計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ること  
なれば、本法律案に対し、サービスマーク登録制度  
度の導入に当たつての周知徹底、必要な人員の確  
実な育成等、各種の措置が講じられるべきであ  
る。

なお、本法律案に対し、サービスマーク登録制の導入に当たっての周知徹底、必要な人員の確保等を内容とする附帯決議を行いました。

**節削除**に改め 第一節を第二節とし 同節の  
前に次の二節を加える。

計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする産炭地域振興臨時措置法の有効期限を十年延長するほか、最近の経済社会環境の変化を踏まえた所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案に対し、サービスマーク登録制度の導入に当たっての周知徹底、必要な人員の確保等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

本法律案は、最近における我が国の運輸行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、運輸行政の強力な推進を図るため、運輸省による所管行政に関する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する運輸審議官

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

現状、今後の海岸地域振興対策と石灰産業の展  
開、去竣工後の也或指定期の見直しの基準等の諸問  
題に賛成の諸君の起立を求めます。

題について質疑が行われましたが、その詳細は会  
○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

議録によつて御承知願ひます。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致で可決されました。

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、第八次石炭政策影響地運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提議）

域等の自治体に対する財政支援を強化すること等を内容とする附帯決議を行いました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

品について使用する現行の商標と同様に、サービスマークを当社のナーニングスについて使用する  
○謹長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長井川

上孝君。  
るサービスマークに登録制度を設け、サービス事

業者の信用の維持及び需要者の利益の保護を図る  
うとするものであります。

委員会におきましては、サービスマークの登録制度導入を察しての経営指針、国際分類の主たる制度導入を可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて警告する  
体系への移行に伴う体制整備等の諸問題について  
平成三年四月九日

質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

平成二年四月九日 参議院会議録第十六号 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案外一

參議院議長　土屋 義彦殿　内閣委員長　井上 孝

(第五条—第十八条)」に改める。

以上、御報告申上げます。(拍手)

議事日程追加の件　運輸省設置法の一節を改正する

る法律案

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議なしと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長矢田部理君。

### 審査報告書

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

案提出

（内閣提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議なしと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長矢田部理君。

平成三年四月九日

建設委員長 矢田部 理

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共水域の水質の保全に資するため、現行の五

箇年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、十六兆五千億円が予定されている。

一、費用

本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、十六兆五千億円が予定されている。

二、附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について

適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、下水道整備を促進し、豊かな国民生活の実現を図るため、五箇年計画の完全達成を期すとともに、地方公共団体の財政負担の軽減に配慮すること。

二、特に普及が遅れている中小市町村の下水道整備及び未着手市町村の新規着手を促進するとともに、必要な財源の確保、執行体制の整備及び職員の養成、確保に努めること。

三、地域の実情に即した下水道事業計画の策定に努めるとともに、下水道整備を基本としつつ、下水道類似施設の整備との合理的な調整を図ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月九日

建設委員長 矢田部 理

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

案提出

（内閣提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議なしと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣總理大臣 海部 勝樹

平成三年二月二十五日

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

案提出

（内閣提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議なしと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣總理大臣 海部 勝樹

平成三年二月二十五日

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

案提出

（内閣提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議なしと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣總理大臣 海部 勝樹

平成三年二月二十五日

六、公共用水域の水質保全及び処理水の再利用を促進するため、高度処理を積極的に実施するとともに、下水道汚泥等の資源・エネルギーとしての有効利用を図るために技術の開発及び実用化を推進し、あわせて下水道施設の多目的活用を推進すること。

右決議する。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

案提出

（内閣提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

なお、本法律案に對し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附 則

下水道整備緊急措置法（昭和四十一年法律第四十一号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長矢

原秀里君。

審査報告書

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月九日

法務委員長 矢原 秀男  
参議院議長 土屋 義彦殿

第一条中第二十五条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十条第二項を削る。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、刑法その他の刑罰法規に定める罰金及び科料の額等を現在の経済事情に適合させるため、消費者物価の上昇率等を勘案して、それらの額を原則的に現行の一・五倍に引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認められたが、刑法第七十条第二項の規定を削除する旨の修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。  
なお、平成三年度における罰金及び科料の額等の引上げによる収入増は、約百二億円の見込みである。

附帯決議

罰金を含む財産刑については、法定刑の定め方、刑の量定の方法、執行の合理化等各般にわたり、更に検討を加える必要があるが、政府は特に、次の諸点について格段の努力をすべきである。

第一条 刑法(明治四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十円」を「一万円」に改める。

第十七条中「十銭」を「千円」に、「二十円」を直し及びこれを補完する制度の導入について検討すること。

二、逮捕・勾留等の限界罰金額における刑法第三法の罪とその他の罪との間の法定刑の区別を早期に解消し、一元化を図ること。

三、罰金が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪等の犯罪につき、罰金刑を選択刑として導入することを検討すること。

四、現行刑罰制度の合理化・適正化を図るとともに、尊属殺重罰規定の見直し、刑罰法令の現代用語化等について検討すること。

右決議する。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十二日

参議院議長 横内 義雄

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案

第百二十二条中「三百円」を「二十万円」に改める。

第一百二十三条及び第百二十四条第一項中「一百円」を「二十万円」に改める。

第一百二十九条第一項中「五百円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「一千円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「五百円」を「三十万円」に改め。

第一百三十条中「五十円」を「十万円」に改める。

第一百三十三条中「一百円」を「十万円」に改め。

第一百三十四条第一項中「一百円」を「十万円」に改め。

第九十二条中「一百円」を「二十万円」に改め。

第九十三条中「一千円」を「五十万円」に改め。

第九十四条中「一千円」を「五十万円」に改め。

第九十五条中「三百円」を「二十万円」に改め。

第九十六条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第九十七条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百一条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百二条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百三条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百四条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百五条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百六条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百七条中「五百円」を「二十万円」に改め。

第一百八条中「五百円」を「二十万円」に改め。





に関する規制の見直しを行い、あわせて刀剣類の製作の承認に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、暴力団が密輸入によつて大量の銃器を隠匿保有していると見込まれる現状にかんがみ、けん銃等の銃器の密輸入ルートの解明及び撲滅に全効力を挙げること。

二、暴力団による銃器発砲事件が多発し、市民社会に重大な危険と脅威を与えていたことにかんがみ、銃器の不法所持事犯の検挙を徹底するとともに、暴力団の銃器使用犯罪の絶滅のため万能の措置を講ずること。

三、新設されるけん銃等の密輸入予備罪の取締りに当たつては、対象となる予備行為の範囲が本当に拡大しないよう、適正な運用に配意すること。

右決議する。

### 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成三年三月十五日

内閣総理大臣 海部 俊樹

### 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

#### 法律

#### 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

### 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の四」に、「火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」を「古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認」に改める。

### 第三条第一項第一号中「基き」を「基づき」に改め、同項第四号中「又は教習射撃場」を「教習射撃場又は練習射撃場」に改め、同項第四号の三中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同号を同項第四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

四の五 練習射撃場を設置し、又は管理する者が第九条の十一第二項の練習用備付け銃を業務のため所持する場合

第三条第一項第四号の二中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同号の次に次の一号を加える。

### 第三条第一項第一号中「基づき」を「基き」に改め、同項第四号中「又は教習射撃場」を「教習射撃場又は練習射撃場」に改め、同項第四号の三中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同号を同項第四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

四の三 第九条の九第一項第二号の練習射撃指導員が第九条の十第一項の射撃練習に係る指導若しくは助言を行うため、又は同項の射撃練習を行うことができる者が当該射撃練習を行つた場合は、同項第五号中「第十条の四第一項」を

「第十条の五第一項」に改め、同項第七号中「その製造」の下に「改造及び修理を含む。以下同じ。」と定めるけん銃部品の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃部品を輸入する場合

第三条第一項第五号中「第十条の四第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同項第七号中「その製造」の下に「若しくは練習射撃場」の下に「若しくは教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、同項第八号中「教習射撃場」の下に「若しく

は練習射撃場」を加え、同項第九号中「第十条の七第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同項第十号中「文化庁長官の承認」を「第十八条の二第一項の規定による承認」に改め、同条第三項中「第一項第四号の三」を「第一項第四号の四、第四号の五」に改める。

第三条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライド（以下「けん銃部品」という。）を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のためけん銃を所持することができる者がその職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合を除いては、けん銃部品を輸入してはならない。

三 第四条第一項第三号に改め、第一章中同条を「第四条第一項第三号」に改め、第一号に改め、同号の次に次の二条を加える。

第三条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

第一号中「前条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同条第三号中「次条第一項第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、第一号に改め、同号の次に次の二条を加える。

第三条の四 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を輸入してはならない。

一 国又は地方公共団体が第三条の二第一項第一号又は第二号の所持に供するため必要なければ、國又は地方公共団体から前号のけん銃部品の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃部品を輸入する場合

二 国又は地方公共団体から前号のけん銃部品の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃部品を輸入する場合

三 第四条第一項第三号又は第四条の規定によりけん銃の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃に取り付けて使用するため所持する場合

四 第十条の五第一項の規定によるけん銃部品の保管の委託を受けた者がその委託に係るけん銃部品を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

五 武器等製造法の武器製造事業者又は同法第五条第五号に掲げる者の使用者で同号に掲げる者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たもの（同号に掲げる者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。）が同号に掲げる者の業務のため所持する場合

六 第六条第一項の規定によりけん銃の所持の

許可を受けた者が第三条の二第一項第三号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合

第三条第一項第五号に掲げる者が同号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合

五 前二号に規定する者からこれらの規定に規定するけん銃部品の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃部品を輸入する場合

六 第六条第一項の規定によりけん銃の所持の



第九条の六の見出し並びに同条第一項及び第三項中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改める。

第九条の七の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同条第五項中「認定証」を「教習資格認定証」に、「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改める。

第九条の八の見出し中「備付け銃」を「表記用備付け銃」に改め、同条第三項中「備え付けられていた備銃」の下に「(第九条の十一第二項の練習用備付け銃であるものを除く。)」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(練習射撃場の指定等)  
第九条の九 都道府県公安委員会は、獣銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする獣銃の選定に資するため、獣銃に係る指定射撃場のうち、次の各号に該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の獣銃に係る練習射撃場として指定することができる。  
一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合していること。

(射擊練習)

第九条の十一 第四条第一項第一号の規定による猶  
銃の所持の許可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第三項第三号又は第四号に掲げる者に限る。次項において同じ。)は、練習射撃場において射撃練習(次条第二項の練習用備付け銃を使用して行う獵銃の操作及び射撃をいふ。以下同じ。)を行うことができる。

2  
第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者は、射撃練習を行おうとするときは、その所持しようとする獣銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃練習を行なう資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当する場合を除き、その認定を行い、練習資格認定証を交付しなければならない。

3  
第四条の二及び第九条の五第二項の規定は前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「教習資格認定証」とあるのは、「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

(練習用備付け銃)

練習射撃指導員の選任及び解任について、同条第五項の規定は練習射撃場の指定について準用する。この場合において、これらの規定中「教習場」とあるのは、「練習射撃場」と読み替えるものとする。

**備え付け置かなければならぬ。ただし、練習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。**

(以下「練習用備付け銃」という。)について準用

九条の第九第一項の指定を解除した場合においては、当該施設の設置者等に対し前条第一項の規定により備え付けられていた獣銃（教習用備付け銃であるものを除く。）の提出を命じ、提出された獣銃を返預置するものとする。

前項の規定により獵銃を仮領置した場合において、当該施設を設置する者又はその者から当該獵銃の譲渡、贈与、返還等を受けた者であつて、当該獵銃を適法に所持することができるものに於て、當守令で定める手続により返還の申請を

したときは、都道府県公安委員会は、当該獣銃をその者に返還するものとする。

規定により仮領置した猶銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九条の十二第二項」と、「前項」とあるのは「第九条の十一第三項」と読み替えるものとする。

第十条第二項第一号中「又は教習射撃場」を「教習射撃場又は練習射撃場」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。  
3 第四条又は第六条の規定による銃砲の所持の  
許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲を発  
射する場合においては、あらかじめ周囲を確認

する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

第十条の七第一項中「若しくは教習射撃場」を第二項中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に、「第十条の七第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同条

同条を第十条の八とし、同条の次に第一条を加える。

(指示)

第十条の九 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法の規定若しくは同法に基づく処分に違反した場合において、当該許可を受けた者が当該許可に係る銃砲又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。

第十条の六中「第四条又は第六条」を「第四条第一項第一号」に、「銃砲」を「獵銃又は空氣銃」に改め、ただし書を削り、同条を第十条の七とする。

第十条の五第二項中「第十条の三第一項」を「第十条の四第一項」に改め、同条第六項中「第十条の三第一項」を「第十条の四第一項」に、「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同条を第十条の六とする。

第十条の四第一項中「許可に係るけん銃」の下に「及び当該けん銃に係るけん銃部品」を加え、同条第二項中「けん銃」の下に「及びけん銃部品」を加え、同条を第十条の五とする。

第十条の三第一項中「第十条の七」を「第十条の八」に改め、同条を第十条の四とする。

第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の二条を加える。

(射撃技能の維持向上)

第十条の一 第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けた者は、獵銃による危害の発生を予防するため、獵銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならぬ。

第十一条第一項第一号中「これに基く政令の規定又はこれらに基く処分に違反した場合」を「これに基づく命令の規定若しくはこれらに基く処分(前条の指示を含む。)又は第四条第二項の規定に基づき付された条件に違反した場合」に改め、同項第二号中「第五号」の下に「第五号の三」を加え、同条第四項中「昭和二十五年法律第百四十九号」を削り、同条第六項中「受けている者」の下に「(当該許可を受けている者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)」を加え、同条第七項中「受けている者」の下に「(当該許可を受けていた者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)」を加え、同条第八項中「教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 都道府県公安委員会は、前条第六項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第三号の規定により所持することができる当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第三号の規定により所持することができる当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次条の二第一項第三号の規定により所持すること

ができた当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

第十一条の二 美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は、製作しようとする刀剣類ごとに、文化庁長官の承認を受けなければならない。

3 けん銃の所持の許可が取り消され、かつ、当該けん銃に係るけん銃部品が仮領置されている場合において、当該許可が取り消された者から当該けん銃部品の譲渡、贈与、返還等を受けた者(武器等製造法の武器製造事業者以外の者にあつては、当該けん銃部品に適合するけん銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。)が総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該けん銃部品をその者に返還するものとする。

4 第一項の規定によりけん銃部品を仮領置した場合において、許可が取り消されなかつたときは、都道府県公安委員会は、同項の規定により仮領置したけん銃部品を速やかに当該けん銃部品を所持していた者に返還しなければならない。

5 第八条第九項及び第十項の規定は、第一項又は第二項の規定により仮領置したけん銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、前項」とあるのは「第十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六条 第十九条の見出し中「登録に関する事務」を削り、同条第一項中「事務」の下に「(政令で定めるもの)」を加える。

第十一条中「第十四条第二項」の下に「及び第十八条の二第二項」を加え、「所有者」を「申請者」に改める。

4 第一項の承認に関し必要な細目は、文部省令で定める。

第十一条中「同条第三項中「前項各号のいずれかに該当する」とあり、又は同条第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

第二十一条中「第十四条第二項」の下に「及び第十八条の二第二項」を加え、「所有者」を「申請者」に改める。

第二十一条第一項中「第四号の三」を「第四号の四、第四号の五」に改め、同条第二項中「教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、「第四号の三」を「第四号の四、第四号の五」に改める。

第二十七条の二第一項中「若しくは教習射撃場」を「教習射撃場若しくは練習射撃場」に改め、同条第二項中「若しくは教習射撃場」を「教習射撃場」に改め、同条第二項第三号の規定により所持すること

第十八条の次に次の二条を加える。

(刀剣類の製作の承認)

第十八条の二 美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は、製作しようとする刀剣類ごとに、文化庁長官の承認を受けなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の規定による承認をした場合においては、速やかにその旨を承認を受けた者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

4 第一項の承認に関し必要な細目は、文部省令で定める。

第十一条中「同条第三項中「前項各号のいずれかに該当する」とあり、又は同条第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

第二十一条中「第十四条第二項」の下に「及び第十八条の二第二項」を加え、「所有者」を「申請者」に改める。

第二十一条第一項中「第四号の三」を「第四号の四、第四号の五」に改め、同条第二項中「教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、「第四号の三」を「第四号の四、第四号の五」に改める。

第二十七条の二第一項中「若しくは教習射撃場」を「教習射撃場若しくは練習射撃場」に改め、同条第二項中「若しくは教習射撃場」を「教習射撃場」に改め、同条第二項第三号の規定により所持すること

並びに刀剣類の製作の承認」に改める。

一項各号」を、「第九条の四第一項各号若しくは第九条の九第一項第一号」に、「第九条の六第二項の届出に係る備付け銃」を練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の六第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の届出

九 第九条の十二項の資格の認定を受けようとする者

十一都道府県の教育委員会が第十九条第一項

の規定に基づいてする第十八条の二第一項の承認を受けようとする者

第三十一条第一項中「第三条の二」を「第三条の

「三文のぶ。」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百万

第三十一条の二中「百万円」を「二百万円」に改め  
〔〕に改め

१०

第三十一条の五中第十条第一項又は第二項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に

違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する

者」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条に人の名前を加え、同条を第三十二条の八とする。

### 一 第三条の二第一項の規定に違反した者

二 第十条第一項又は第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した

卷之三

第三十一条の四中「三十万円」を「五十万円」に改め、同條第一号中「次男」を「第三男」に改め、同條

第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第

号の次に次の二号を加える。

第三十一条の四に次の二項を加え、同条を第二

前項第二号の未遂罪は、これを罰する。

第三十一条の三中「五十万円」を「百万円」に改

**第三十一条の四 第三十一条第一項又は第二項の  
み、同条の次に次の二条を加える。**

罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の五 第三十一条第三項及び前条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第三十一条の六 情を知つて第三十一条第一項又は第二項の違反行為に要する資金、艦船又は航空機を提供した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十条の七第三項」を「第十条の八第三項」に改める。

第三十三条规定中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十四条中「前条」を「第三十一条の四まで又は第三十二条の六から前条」に改める。

第三十五条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「及び第九条の五第四項」を「第九条の五第四項及び第九条の十第三項」に改め、同条第二号中「第九条の五第三項後段」の下に「(第九条の十第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十条の七第二項」を「第九条の十一第二項及び第十条の八第二項」に、「第十条第三項若しくは第四项」を「(第九条の十一第二項において準用する場合を含む。)」第十条第四項若しくは第五項」に、「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同条第三号中「第九条の六第三項」の下に「(第九条の十一とし、同条第五号中「第十条の五第一項」を「第十条の八第三項」の下に「第九条の十二第一項」を加え、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十条第六号第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第九条の六第二項」の下に「(第九条

附  
則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 2 この法律の施行前に文化庁長官の行つた改正  
前の銃砲刀劍類所持等取締法第三条第一項第十一

- 号に規定する承認は、改正後の鉱砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項に規定する承認とみなす。

- このお荷物の旅の前に交付された正直前回の鑑定証は、改定後刀剣類所持等取締法第九条の五第二項に規定する認定証は、改定後の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項に規定する教習資格認定証とみなす。

- 4  
この法律の施行前に教習射撃場に備え付けられていた改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の第六第二項に規定する備付け銃は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第二項に規定する教習用備付け銃とみなす。



土地改良法等の一部を改正する法律案  
土地改良法等の一部を改正する法律

(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十  
五号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「取得した者」の下に「(第五十  
三条の三の二第一項第一号)(第八十九条の二第  
三項及び第九十六条の四において準用する場合  
を含む。)に掲げる土地を取得した者を除く。」  
を加える。

第十八条第五項中「少くとも」を「少なくとも」  
に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

第三十六条第一項中「第九十条第九項」を「第  
九十条第八項」に改める。

第五十三条の三の二第一項に後段として次の  
ように加える。  
この場合において、同項中「土地改良区、  
市町村」とあるのは、「第五十三条の三の二第  
一項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計  
画に係る土地改良事業計画において定められた非  
農用地区域内の一一定の土地」を次の各号に掲げ  
る土地に、「第八条第五項第二号に規定する施  
設の用に供する土地(前条第一項第二号に掲げ  
る施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げ  
る施設の用に供する省令で定める土地を除く。)  
又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外  
の用に供することを予定する土地」を「それぞ  
れ当該各号に掲げる土地」に改め、同項に次の  
各号を加える。

一 当該換地計画に係る地域内(当該換地計  
画に係る土地改良事業計画において非農用  
地区域が定められている場合にあつては、  
非農用地区域外)の一一定の土地 当該換地

計画に係る地域の周辺の地域における農業  
経営の規模の拡大その他農用地の保有の合  
理化を促進するために必要な農用地に供す

ることを予定する土地

二 当該換地計画に係る土地改良事業計画に  
おいて定められた非農用地区域内の一一定の  
土地 第八条第五項第二号に規定する施設  
の用に供する土地(前条第一項第二号に掲げ  
る施設の用に供する省令で定める土  
地を除く。)又は第八条第五項第三号に規定  
する農用地以外の用途に供することを予定  
する土地

三 おいて定められた非農用地区域内の一一定の  
土地 第八条第五項第二号に規定する施設  
の用に供する土地及び同項第三号に掲げ  
る施設の用に供する省令で定める土  
地を除く。)又は第八条第五項第三号に規定  
する農用地以外の用途に供することを予定  
する土地

に「(第一号に掲げる土地改良施設に係る施設更  
新事業にあつては、当該土地改良施設と一体とな  
つて機能を發揮する第一号に掲げる土地改良  
施設。次項において「土地改良区管理施設」とい  
う。)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 土地改良区が管理する土地改良施設  
に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号  
に掲げる施設の用に供する省令で定める土  
地を除く。)又は第八条第五項第三号に規定  
する農用地以外の用途に供することを予定  
する土地

二 前号に掲げる土地改良施設と一体とな  
つて機能を發揮する土地改良施設で国又は都  
道府県が管理するもの

第八十五条の三第二項中「現行管理区域内に」  
を「現行受益地(土地改良区管理施設につき現に  
行われている管理を内容とする第二条第二項第  
一号の事業の施行に係る地域をいう。以下この  
項及び次項において同じ。)内に」に、「現行管理  
区域内」を「現行受益地内」に、「現行管理区  
域以外」を「現行受益地以外」に改め、同条第三  
項中「現行管理区域」を「現行受益地」に改める。

第八十八条の二第二項第一号中「又は第九項」  
を「又は第八項」に改める。

第八十九条の二の見出し中「行なう」を「行う」  
に改め、同条第三項中「おいて準用する」を「お  
いて読み替えて準用する」に改め、同条第十項  
中「から第六項まで」を「から第七項まで」に改め  
る。

第九十条第五項及び第六項を次のように改め  
る。

5 第一項の都道府県は、第二項から第五項ま  
で規定による負担金の全部又は一部の徴収に代  
えて、政令の定めるところにより、国営土地

改良事業(市町村特別申請事業を除く。)の施  
行に係る地域の全部又は一部をその区域の全

部又は一部とする市町村に対し、当該市町村

の区域内にある土地に係る第二項及び第三項  
に掲げる者に対する負担金に相当する部分の  
負担金を負担させることができる。この場合  
においては、都道府県は、あらかじめ、当該  
市町村の同意を得なければならない。

6 前項の市町村は、政令の定めるところによ  
り、条例で、同項に規定する者から、同項に  
規定する部分の負担金を徴収することができる。

7 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合  
においても換地処分をすることができる。

第五十四条に次の二項を加える。

7 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合  
においても換地処分をすることができる。

8 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合  
においても換地処分をすることができる。

9 第一項の都道府県は、第二項から第五項ま  
で及び前項の規定によるほか、政令の定める

ところにより、国営土地改良事業によつて利  
益を受ける市町村に対し、その市町村の受け

る利益を限度として、第一項の規定による負  
担金の一部を負担させることができる。

10 第九十条第十一項を同条第十二項とし、同条

第十項中「第七項又は前項」を「又は第八項」に

改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該

市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

加え、同条第七項中「前項の場合」の下に「(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。)」を加え、「又は第五項」を「第五項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第八項中「同条第十項及び第十一項」を「同条第十一項及び第十二項」に改める。

「(関連土地改良事業)の下に又は関連管理事業」を、「あつては」の下に「それぞれ」を加え、

中「同条第十項及び第十一項」を「同条第十一項及び第十二項」に改める。

第九十二条中「行なつた」を「行つた」とし、「若しくは第九項」を「若しくは第八項」に改める。

「第一号の九第一号、二号、三号」を「第一号から第四号まで」に改め、同条中第五号を第六号

とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の  
一号を加える。

#### 四 国又は都道府県の行う土地改良事業に対 する協力

本文脚注

改め、同項に次のただし書を加える。

り当該土地改良事業の計画に別段の定めをし  
二号十二は、当該二回又は三回の二回二三

た場合には、当該土地改良事業の工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に

掲げる公告をしたときに、運籌なくその血を  
漏け出なればならぬ。

一 第五十四条第二項ただし書（同条第七項）

において準用する場合を含む。) 第五十二条の二第四項において読み替えて準用する

**第八条第六項の規定による公告**

二 第八十九条の二第十項 第九十六条及び  
第九十六条の四において準用する第五十四

第二項ただし書及び同条第七項 第八十  
九条の二第四項において準用する第八十七

条第五項の規定による公告又は第九十六条

及び第九十六条の四において準用する第五十二条の二第四項において読み替えて準用

する第八条第六項の規定による公告

第二二十六条の見出しに「基」を「消し等」に改め、同条第一項中「基いて」を「基

卷之三





るとともに、合理的な地価の形成等土地対策の

強化を図ること

四 財形持家分譲制度により日本製糖者住宅協会が建設する財形住宅については、地方公務員にも分譲ができるよう努力すること。

五、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成貯蓄を原資とする還元融資の内容の

改善及び利用の促進を図ること。

## 六 財形給付金制度及び基金制度について 事業主がこれらを積極的に活用するようなお一層努

あること。

七、企業内の福利厚生に関する企業間格差の是正を図るため、中小企業に対する勤労者財産形成

促進制度の普及促進に一層努めること。

八、勧業者の財産形成促進に必要な税制、財政面  
からの優遇措置を充実するよう、まつて一層努

力すること。

右決議する。

## 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて國會法第八十三條によつて送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

參議院議長　土屋　義彦殿

## 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

卷之三

## 勧業者財産形成促進法の一部を改正する法律

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九

十二号の一部を次のように改正する  
第六条第一項中「五十五歳未満の」  
第一号イ中「この号」の下に「次項の」  
え、「次項第一号イからハまで及び  
イにおいて同じ」を削り、同号イに  
える。  
  
(3) 当該労働者を雇用する事業  
託を受けて行う労働者の貯蓄  
(預金の受入れであるものに  
つて労働省令で定めるところ  
れるものが中止された場合  
が貯蓄金の管理の契約を解消  
の他労働省令で定める事由に  
れた場合を除く。)に当該中  
されるべき当該労働者の貯蓄  
の項において「返還貯蓄金」  
る金錢による預入等  
イに次のように加える。  
  
(3) 収還貯蓄金に係る金錢に  
は共済掛金の払込み  
第六条第一項第二号ト中「財産形成  
の下に「若しくは返還貯蓄金」を加え、  
の二イに次のように加える。  
  
(3) 収還貯蓄金に係る金錢に  
付金」の下に「若しくは返還貯蓄金」  
第二項第一号イ中「預入等」の下に「  
びに財産形成給付金及び財産形成基金  
る金錢による預入等を除くものとし、

預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。ロ及びハ並びに第四項第一号において同じ。」を加える。

第六条の二第一項第二号中「通じて」の下に「(当該契約に基づき当該労働者のために最初に行われる信託金等の払込み(当該事業主が他に労働者財産形成給付金契約を締結している場合において、当該他の労働者財産形成給付金契約に基づき当該労働者のために信託金等の払込みが行われているときにおける払込みを除く。)にあつては当該払込みが行われる日において、当該契約(当該事業主が他に労働者財産形成給付金契約を締結している場合には、当該契約又はその労働者財産形成給付金契約)に基づき当該労働者のために最初に信託金等の払込みが行われた日(以下この号及び第六号において「初回払込日」という。)から一年を経過する日前に行われる払込みにあつては当該初回払込日から当該払込みが行われるまでの間を通じて)」を加え、同項第六号中「当該契約(当該事業主が他に労働者財産形成給付金契約を締結している場合には、当該契約又はその労働者財産形成給付金契約)に基づき当該労働者のために最初に信託金等の払込みが行われた日」を「初回払込日」に、「ついて政令」を「ついて労働者財産形成貯蓄契約等に基づく預入人等で労働省令で定めるものに充てることにより支払われるべきこととされており」を加え、同号に次のように加える。

イ 中途支払理由が生じたときに支払われる場合

口 当該労働者の申出に基づき他の方法によ  
り支払うことができる旨を定めた場合  
第六条の三第二項第二号中「通じて」の下に「(当  
該契約に基づき当該労働者のために最初に行われ  
る信託金等の払込み (当該労働者財産形成基金が  
他に第一種労働者財産形成基金契約を締結してい  
る場合において、当該他の第一種労働者財産形成  
基金契約に基づき当該労働者のために信託金等の  
払込みが行われているときにおける払込みを除  
く。)にあつては当該払込みが行われる日において、  
当該契約 (当該労働者財産形成基金が他に第  
一種労働者財産形成基金契約を締結している場合  
には、当該契約又はその第一種労働者財産形成基  
金契約)に基づき当該労働者のために最初に信託  
金等の払込みが行われた日 (以下この号及び第六  
号において「初回払込日」という。)から一年を経  
過する日前に行われる払込みについては当該初回  
払込日から当該払込みが行われる日までの間を通  
じて)」を加え、同項第六号中「当該契約 (当該労働  
者財産形成基金が他に第一種労働者財産形成基金  
契約を締結している場合には、当該契約又はその  
第一種労働者財産形成基金契約)に基づきその構  
成員である労働者のために最初に信託金等の払込  
みが行われた日」を「初回払込日」だ、「ついて政  
令」を「ついて労働者財産形成貯蓄契約等を締結し  
ている者でなくなつたことその他の政令」に改  
め、「されており」の下に「かつ、次に掲げる場合  
を除き当該労働者に係る労働者財産形成貯蓄契約  
等に基づく預入等で労働省令で定めるものに充て  
ることにより支払われるべき」ととされており」  
を加え、同号に次のように加える。





官 報 (号 外)

平成三年四月九日 参議院会議録第十六号 議長の報告事項

刈田	勝木	貞子君	下稻葉耕吉君	泰君
斎藤	健司君		木宮	和彦君
常松	文夫君		喜屋武真榮君	矢原
中野	克安君		小西	秀男君
鶴岡	鐵造君		岩本	政光君
橋本孝一郎君	板垣	正君	太田	淳夫君
和田	洋君		太田	勇君
井上	教美君		山田	廣中和歌子君
井上	計君		前田	勲男君
黒柳	孝君		峰山	勇君
高桑	明君		中西	昭範君
三木	栄松君		田淵	珠子君
三木	忠雄君		田中	哲也君
三治	重信君		加藤	正曰君
熊谷太三郎君	山口	光一君	吉川	武德君
藤田	上杉	光弘君	西田	芳男君
成瀬	雄山君	守重君	田村	吉宏君
須藤良太郎君	永野	藤田	小野	清子君
高橋	茂門君	成瀬	前島英三郎君	秀昭君
大塚清次郎君	平野	吉川	永田	良雄君
吉川	博君	大塚	西田	吉宏君
岡部	有信君	清君	野沢	太三君
大河原太一郎君	石原健太郎君	狩野	秋山	肇君
柳川	覺治君	青木	山岡	幹雄君
高木	正明君	賢次君	石井	明男君
		浩君	大木	惠造君
			関口	宮澤
			寛三君	

後藤	田代由紀男君
仲川	幸男君
伊江	朝雄君
鈴木	省吾君
井上	吉夫君
坂野	重信君
斎藤	十朗君
中曾根弘文君	
本村	和喜君
清水嘉与子君	
鎌田	要人君
鹿熊	安正君
陣内	孝雄君
石川	弘君
合馬	敬君
宮崎	秀樹君
大浜	方榮君
松尾	官平君
藤井	孝男君
竹山	裕君
田沢	智治君
福田	宏一君
中村	太郎君
沢田	一精君
野末	陳平君
長田	裕二君
中西	一郎君
林田悠紀夫君	
佐々木	満君
井上	裕君
喜岡	淳君

北	梶原	山本	富雄君	修二君
服部	久世	松浦	孝治君	清君
原	岩崎	木暮	山人君	要君
文兵衛	真島	片山虎之助	三君	安司君
君	一男君	尾辻	秀久君	堺君
		井上	章平君	
		石渡	清元君	
		沓掛	哲男君	
		岡野	裕君	
		大城	眞順君	
		向山	一人君	
		倉田	寛之君	
		石井	道子君	
		名尾	良孝君	
		松浦	功君	
		村上	正邦君	
		斎藤榮	三郎君	
大島	友治君			
初村滝	一郎君			
平井	卓志君			
三重野栄子君	下条進一郎君			
西野	康義君			
山東	昭子君			

紀平	正誠君	西岡瑞璃子君
岩本	佛子君	宇都宮徳馬君
北村	久人君	哲男君
小林	正君	巍君
谷本	清水	澄子君
栗村	野別	隆後君
千葉	栗村	和夫君
渡辺	山口	景子君
大森	稻村	四郎君
安恒	穢山	哲夫君
田	稻村	昭君
浜本	柏谷	稔夫君
高崎	山本	萬三君
日下部禱代子君	山田	照美君
磯村	裕子君	英夫君
吉川	暢子君	良一君
森	一雄君	正和君
新坂	修君	健一君
諫山	春子君	裕子君
篠崎	博君	年子君
潤上	貞麗君	貞麗君

議長の報告事項

去る三月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

予算委員	正法務省矯務代理	堺 雄（解職）平三・四・一	文教委員	真島 一男君	鳥山威一郎君
辞任	補欠		辞任	市川 正一君	市川 正一君
合馬 敬君	平野 清君		角田 義一君	高崎 裕子君	高崎 裕子君
本岡 昭次君	村田 誠醇君		山口 光一君	久世 公堯君	久世 公堯君
針生 雄吉君	白浜 一良君		堀山威一郎君	堀山威一郎君	堀山威一郎君
近藤 忠孝君	高崎 裕子君		高崎 裕子君	堀山威一郎君	堀山威一郎君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。
留置施設法案(閣法第八六号)	官等海難審判庁長君島 通夫（退職）平三・三・二	内閣官房内閣広報官室大臣官房広報室長樋口 武文君	内閣官房内閣広報官室大臣官房広報室長樋口 武文君	内閣官房内閣広報官室大臣官房広報室長樋口 武文君	内閣官房内閣広報官室大臣官房広報室長樋口 武文君
刑事施設法案(閣法第八七号)		人事院事務総局管理局長丹羽清之助君	人事院事務総局管理局長丹羽清之助君	人事院事務総局管理局長丹羽清之助君	人事院事務総局管理局長丹羽清之助君
刑事施設法施行法案(閣法第八八号)		法務省矯正局長今岡 一容君	法務省矯正局長今岡 一容君	法務省矯正局長今岡 一容君	法務省矯正局長今岡 一容君
海上保安庁の留置施設に関する法律案(閣法第八九号)		高等海難審判庁長官杉山 陽一君	高等海難審判庁長官杉山 陽一君	高等海難審判庁長官杉山 陽一君	高等海難審判庁長官杉山 陽一君
同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三條の規定に基づく一般職の国家公務員の育児休業等に関する法律の制定についての意見を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。
記	内閣委員	予算委員	運輸委員	文教委員	文教委員
異動前の官職名 氏名	異動後の官職名	異動前年月日	記	記	記
内閣官房内閣官房室長	岡村 健	警察庁警務局付	平三・四・一	平三・四・一	平三・四・一
内閣官房内閣官房室長	瀬谷 英行君	外務委員	補欠	補欠	補欠
内閣官房内閣官房室長	田村 秀昭君	補欠	角田 義一君	角田 義一君	角田 義一君
内閣官房内閣官房室長	久世 公堯君	補欠	山口 光一君	山口 光一君	山口 光一君
内閣官房内閣官房室長	久世 公堯君	補欠	堀山威一郎君	堀山威一郎君	堀山威一郎君
内閣官房内閣官房室長	高崎 裕子君	補欠	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君
内閣官房内閣官房室長	北村 哲男君	補欠	北村 哲男君	北村 哲男君	北村 哲男君
内閣官房内閣官房室長	本岡 昭次君	補欠	本岡 昭次君	本岡 昭次君	本岡 昭次君
内閣官房内閣官房室長	中野 鉄造君	法務委員会理事	中野 鉄造君	中野 鉄造君	中野 鉄造君
内閣官房内閣官房室長	弘君	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び



者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長兼内閣外政審議室長 有馬 龍夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長有馬龍夫君(同日議長承認)を、第百二十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日議員田沢智治君外八名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

北方領土問題の解決促進に関する決議案

本日委員長から次の報告書が提出された。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

下道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書

商標法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)審査報告書

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)審査報告書

土地改良法等の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月二十八日

参議院議長 土屋 義彦殿 下村 泰

HIV対策に関する質問主意書

退職に当たって後継者が得られない事例や、経営上の問題からHIV治療の縮小の方向を打ち出している病院があるなど、新しく性行為感染などによる発病者を迎えることが難しい状態にある。又、昨年は感染者が地方からも報告されているが、現状では大都市圏でさえも、発病者・感染者が安心して治療を受けられる医療機関が少ない。政府は少なくとも国公立病院を窓口とし、発病者・感染者を受け入れられる体制を作るべきではないか。

患者に負担させない方法を探れないか。

合、差額ベッド料を徴収する事が多いが、特別手当が差額ベッド料に満たないことが少なくなっている。政府は差額ベッド料の徴収を完全にやめさせれるか、それができない場合、差額ベッド料を支給するため、患者会の代表を判定委員会に加えて働けるよう、一般企業を指導すべきではないか。

患者に負担させない方法を探れないか。

あり、我が国ではエイズ予防法施行に当たつて感染者の入国拒否条項が加えられたが、現在までこの条項を適用した事例もないと聞いている。特に必要もない条項のために、国際的な協力が損なわれるは何としても理解し難い。政府は同条項を削除すべきではないか。

右質問する。

平成三年三月二十九日

内閣総理大臣 海部 優樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員下村泰君提出HIV対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 官報 (号外)

一について

参議院議員下村泰君提出HIV対策に関する質問に対する答弁書

後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）に感染している者（以下「HIV感染者」という。）の診療については、昭和六十一年十二月に設置された厚生省エイズサーベイランス委員会における議論等を踏まえ、「エイズ診療の手引き」「HIV医療機関内感染予防対策指針」等を作成し、これらの周知徹底を図るとともに、無差別に、かつ、人権に配慮しつ診療を実施するよう都道府県等及び社団法人日本医師会等を通じて医療機関を指導しているところである。

二について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

三について

血液製剤によるHIV感染被害救済制度（以下「救済制度」という。）は、患者及びその遺族の質問に対する答弁書

一について

後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）の病原体（ヒト免疫不全ウイルス。以下「HIV」という。）に感染している者（以下「HIV感染者」という。）の診療については、昭和六十一年十二月に設置された厚生省エイズサーベイランス委員会における議論等を踏まえ、「エイズ診療の手引き」「HIV医療機関内感染予防対策指針」等を作成し、これらの周知徹底を図るとともに、無差別に、かつ、人権に配慮しつ診療を実施するよう都道府県等及び社団法人日本医師会等を通じて医療機関を指導しているところである。

二について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

三について

血液製剤によるHIV感染被害救済制度（以下「救済制度」という。）は、患者及びその遺族の質問に対する答弁書

一について

後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）に感染している者（以下「HIV感染者」という。）の診療については、昭和六十一年十二月に設置された厚生省エイズサーベイランス委員会における議論等を踏まえ、「エイズ診療の手引き」「HIV医療機関内感染予防対策指針」等を作成し、これらの周知徹底を図るとともに、無差別に、かつ、人権に配慮しつ診療を実施するよう都道府県等及び社団法人日本医師会等を通じて医療機関を指導しているところである。

二について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

三について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

四について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

五について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

六について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

七について

HIV感染者の歯科診療については、都道府県等及び社団法人日本歯科医師会を通じ、歯科医療機関に対し「HIV医療機関内感染予防対策指針」の周知徹底を図り、HIV感染者の歯科診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

これを徴収できない旨、從来から指導してきたことによる。また、患者がHIV感染者であることを理由として、当該患者の希望による個室等の室料差額を徴収しないものとすること及びその室料差額について特別の補助を行うことは、考えていない。

なお、国立病院及び国立療養所、公立病院並びに国公私立大学の附属病院に対しても、從来から通知等により、HIV感染者の診療について十分な対応を採るよう指導しているところである。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）附則第十一項は、HIVの感染力は弱いものの、これにいたん感染しエイズを発病すると致命率が極めて高いことにかんがみ、我が国の公衆衛生上の見地から、多数の者にHIVを感染させるおそれのある者の上陸を拒否する必要性があるところから、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成元年法律第二号）附則第三条による入管法の一部改正により設けられたものである。この立法の必要性は現在においても変更がない、したがって、入管法を改正して当該条項を削除することは適当でないと考える。

なお、これは、救済制度における判定委員会についても同様であると考えている。

八について

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）附則第十一項は、HIVの感染力は弱いものの、これにいたん感染しエイズを発病すると致命率が極めて高いことにかんがみ、我が国の公衆衛生上の見地から、多数の者にHIVを感染させるおそれのある者の上陸を拒否する必要性があるところから、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成元年法律第二号）附則第三条による入管法の一部改正により設けられたものである。この立法の必要性は現在においても変更がない、したがって、入管法を改正して当該条項を削除することは適当でないと考える。

九一九五年度中期防衛力整備計画と防衛諸計画との関連に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年三月八日

内閣総理大臣 海部 優樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員下村泰君提出HIV対策に関する質問に対する答弁書





所属であり、日本に残された両護衛隊群は、それぞれ一個護衛隊群としての作戦行動は不可能であったと考えられる。

1 リムパック86期間中、日本においては「即応の態勢を維持し得る」高練度状況の護衛隊群が存在したのか。存在したのであれば、いずれの護衛隊群であったか明らかにされたい。またその他の護衛隊群の練度状況についても明らかにされたい。

2 もし「即応の態勢を維持し得る」護衛隊群が存在しなかつたのであるなら、政府はこの期間中、一個護衛隊群を必要とするような海上における侵略等の事態が発生しないと考えたのか。そうであるなら、その根拠について明らかにされたい。

二 リムパック88について  
リムパック88 參加護衛艦八隻のうち六隻(「しらね」「はつき」「しらゆき」「いそゆき」「はるゆき」「あさかぜ」)は第一護衛隊群に所属しており、リムパック88 參加期間中、実質的には第一護衛隊群は存在しなかつたことになる。即ちこの期間中、日本には第二、三、四護衛隊群の計三個護衛隊群しか存在しなかつたことになる。

1 リムパック88期間中、日本には「即応の態勢を維持し得る」高練度状況の護衛隊群が存在したのか。存在したのであれば、いずれの護衛隊群であったか明らかにされたい。またその他の護衛隊群の練度状況についても明らかにされたい。

2 もし「即応の態勢を維持し得る」護衛隊群が存在しなかつたのであるなら、政府はこの期間中、一個護衛隊群を必要とするような海上における侵略等の事態が発生しないと考えたのか。そうであるなら、その根拠について明らかにされたい。

かにされたい。

2 もし「即応の態勢を維持し得る」護衛隊群が存在しなかつたのであるなら、政府はこの期間中、一個護衛隊群を必要とするような海上における侵略等の事態が発生しないと考えたのか。そうであるなら、その根拠について明らかにされたい。

### 三 リムパック90について

リムパック90 參加護衛艦八隻のうち六隻(「しらね」「はつき」「しらゆき」「いそゆき」「はるゆき」「あさかぜ」)は第三護衛隊群に所属しており、リムパック90の期間中、実質的には第三護衛隊群は存在しなかつたことになる。即ちこの期間中、日本には第一、二、四護衛隊群の計三個護衛隊群しか存在しなかつたことになる。

1 リムパック90期間中、日本には「即応の態勢を維持し得る」高練度状況の護衛隊群が存在したのか。存在したのであれば、いずれの護衛隊群であったか明らかにされたい。またその他の護衛隊群の練度状況についても明らかにされたい。

2 もし「即応の態勢を維持し得る」護衛隊群が存在しなかつたのであるなら、政府はこの期間中、一個護衛隊群を必要とするような海上における侵略等の事態が発生しないと考えたのか。そうであるなら、その根拠について明らかにされたい。

四 今後リムパックに参加する際、即応の態勢の

護衛隊群が二個以上存在しなかつた場合、一個護衛隊群ものの規模の派遣は政府は当然取り止めるとか。

右質問する。

平成三年三月二十九日

参議院議長 土屋 義彦殿  
内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議員飫正敏君提出海上自衛隊のリムパック参加と日本の海上防衛に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飫正敏君提出海上自衛隊のリムパック参加と日本の海上防衛に関する質問に対する答弁書

### 一から四までについて

個々の護衛隊群の練度の状況については、事柄の性質上、答弁することを差し控えたい。

また、リムパックへの参加は、海上自衛隊の戦術技量向上に必要であることから行っているものであり、「防衛計画の大綱」(昭和五十一年十月二十九日閣議決定)との関係において問題を生ずるといったものではない。

官 報 (号 外)

平成三年四月九日 參議院会議録第十六号

四〇

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物可

発行所 〒105 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 (3587) 4302  
定価 本号一部 一二二六円  
(税込 大円七角)